

令和3年12月13日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第113号：「オミクロン株」を念頭に置いた新たな措置）

【ポイント】

○オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、「オミクロン株」を念頭に置いた新たな措置を発表しました。

【本文】

1 12月12日、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、新型コロナウイルスの変異株「オミクロン株」を念頭に置いた新たな措置を決定、発表しました。主な概要は以下のとおりです。

- (1) ワクチンの3回目の追加接種を受ける者は、18歳以上とし、対象者は追って発表する。
- (2) モスクへの入場、イベント・活動・国際会議への参加、結婚式場のイベント・地域行事・多くの人が集まる自然体験活動・スポーツ活動・展示会の開催は、それらの収容能力の50%を上限とする。また、それらの参加者は、オマーンで承認されたワクチンを2回接種済みの18歳以上とし、社会的距離を保ち、マスクを正しく装着した者に限る。

2 過去1週間のオマーン保健省の発表を取りまとめると、6日19件、7日に23件、8日に25件、9日に13件、10日に11件、11日に11件、12日に10件の新規感染を記録し、12日までの累積感染症例数は304,724件（死亡件数は4,113件、治癒件数は300,103件、治癒率98.5%）、12日の入院件数は8件（新規5件、ICU2件）です。

3 10月27日、CAAは、ツイッターでオマーン入国のための手続きについて掲載しておりますので、以下リンクをご確認下さい。

<https://twitter.com/CAAOMN/status/1453301651993923589>

4 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、外出時にはマスク着用を忘れずに（公共の場でのマスク不着用に対する罰金は100オマーン・リヤル）、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館までご一報ください。）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館領事班

－住所 : Villa No.760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、
Shati Al-Qurum

－電話 : (+968) 24601028

－FAX : (+968) 24698720

－ホームページ : https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL
から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>